

第53号議案

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の一部を変更する規約

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約(昭和27年10月29日県指令地27第1376号許可)の一部を次のように変更する。

第1条中「及び糸島市」を「、糸島市及び那珂川市」に改める。

第4条第1項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。